平成２２年（フ）第６３６号
神奈川県厚木市下荻野1154番地２　フォレストバレー202
債務者　橋本　信幸
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３７号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート16―403
債務者　シイソムスン　カムラ（ＳＩＳＯＭＳＥＵＮ　ＫＨＡＭＬＡ）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４０号
神奈川県厚木市戸室１丁目28番12―602号
債務者　水野　達実
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４４号
神奈川県足柄上郡山北町岸2013番地１　サンヴェール山北Ⅱ―202号室
債務者　長田かおり
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５３号
静岡県沼津市末広町15番地　シティパル末広902
債務者　服部　百代
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
静岡県沼津市高沢町10番24号　コーラルハイツ502号
債務者　横山　安昭
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
静岡県沼津市春日町61番地　春日マンション408号
債務者　松木　吉海
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
静岡県裾野市公文名30番地の１
債務者　永末　義憲
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
静岡県裾野市公文名30番地の１
債務者　永末　邦子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
静岡県沼津市西沢田857番地の２　ライト藤ハイツ102
債務者　初村　　綾
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
静岡県御殿場市西田中202番地の１　西田中グリーンハイツＥ202、前住所静岡県裾野市佐野113番地の10　ヤマヨシマンション207
債務者　荒船　貴彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
静岡県駿東郡小山町上古城58番地の１　スカイハイツ一色201号
債務者　鷲田　忠幸
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
静岡県沼津市御幸町17番26―502号　グランドール御幸町
債務者　芹沢　克恵
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
静岡県熱海市伊豆山1173番地の13　県住８―401
債務者　藤森　榮治
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
静岡県沼津市寿町９番17号　杉山マンション201
債務者　堀内　正勝
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
名古屋市守山区八反７番17号　ファミーユ長栄202号
債務者　島田由美子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３号
福島県大沼郡会津美里町字瀬戸屋前2238番地
債務者　馬場　文夫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係